

令和9年度 放課後児童クラブ入会児童募集

令和9年4月から放課後児童クラブに入会する児童を募集します。

※5月以降の利用を希望の方は、「9.その他」をご確認ください。

クラブ名	場所	定員
泉崎村第一児童クラブ	泉崎第一小学校内 空き教室	120名
泉崎村第二児童クラブ	泉崎第二小学校内 空き教室	80名

1. 入会基準 保護者等の就労などの理由により、放課後等に家庭において保育することができないと認められる児童。

※保護者等とは、父母・養育者のほか、同居または同一敷地内にすむ祖父母や叔父（伯父）・叔母（伯母）も含まれます。

2. 対象児童 小学1年生～6年生

※入会希望者が定員を上回った場合は、1～3年生の入会を優先します。

3. 開設時間

① 平日：下校時～午後6時30分

② 土曜日・長期休業期間等：午前7時30分～午後6時30分

4. 開設期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日

※日曜日、国民の祝日、年末年始は休みとなります。

※村が必要と認めたときは、実施時間及び休日を変更することがあります。

5. 負担金 児童1人あたり 月額 3,000円

6. 申込方法

「7.必要書類」及び「8.記入注意事項」を確認し、必要書類を下記のとおり提出してください。
提出が遅れると、4月からの利用ができない場合がありますのでご注意ください。

【受付期間】

令和8年11月2日（月） ～ 令和8年11月25日（水）

【提出場所】 ※下記のいずれかの場所で提出

① 各児童クラブ

② こども支援課（泉崎村保健福祉総合センター内）

7. 必要書類

書類名	提出が必要な人	
(第1号様式) 児童クラブ入会申込書	全員 ※兄弟で入会する場合は、申込書1枚で結構です。	・兄弟で入会する場合は、「入会児童名」欄に入会希望の児童すべて記入してください。 ・「世帯構成」欄は、同居家族および同一敷地内に居住する成人者すべて記入してください。
(第2号様式) 就労証明書	保護者等で会社等に就労している方	・勤務先の事業所から記入、証明をいただいで下さい。 ・保護者等1人につき1枚、同居家族および同一敷地内に居住している成人者すべての方が必要となります。
(第3号様式) 理由書	保護者等で、会社等の就労以外の理由で児童の保育ができない方	・自営、農業、介護、入院、出産等の状況を記入してください。 ・左欄に該当する同居家族および同一敷地内に居住している成人者すべての方の記入が必要となります。記入漏れにご注意ください。

8. 記入注意事項

- ・保護者等の方は、(第2号様式) 又は (第3号様式) のどちらかを提出していただくようになります。
- ・保護者等とは、父母・養育者のほか、同居または同一敷地内にすむ祖父母や叔父（伯父）・叔母（伯母）も含まれます。
- ・入会申込書等の必要書類すべて揃えていただいでから提出してください。
- ・負担金滞納が確認された場合、すべてお支払いいただいでからの入会許可となります。こども支援課までご相談ください。

9. その他

① 5月以降の利用を希望する場合

5月以降に利用を希望される方は、利用開始希望月の2ヶ月前の月末までの申込みになります。

また、児童クラブの入会は月の1日付けが原則となります。

(例) 7月に利用希望 → 5月31日までに申込書類等を提出、7月1日から入会

② 一時的に家庭での保育ができない場合

児童クラブに入会されていない方で、一時的に児童の預かりが必要となった場合、「一時保育」を利用できます。申込方法等の詳細につきましては、村ホームページをご覧ください。か、担当窓口までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

- ・泉崎村こども支援課（保健福祉総合センター内） ☎ 0248-21-5561